

第 期事業報告書 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
年 月 日提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日 ( 財務(支)局長(金商)第 号)

(2) 当期の業務概要

(注意事項)

特別金融商品取引業者及びその子法人等(法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)について、当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(3) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減(△)
子 会 社			
子 会 社 等			
関 連 会 社 等			
合 計			

(注意事項)

「子会社」とは法第29条の4第4項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

② 特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る資本関係図

(注意事項)

特別金融商品取引業者の子法人等ごとに、特別金融商品取引業者及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。

③ 子法人等の概況

商号又は名称	所在地	資本金の額等	主な事業の内容	特別金融商品取引業者の議決権保有割合	特別金融商品取引業者及び他の子法人等の議決権保有割合	役員の内兼任等
				%	%	

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

④ 子法人等の財務内容

商号又は名称	決算日	営業収益	経常利益	当期利益	純資産額	総資産額	特別金融商品取引業者への配当額

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」の欄は、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「決算日」の欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。
- 3 「営業収益」の欄は、売上高その他これに準ずるものを含めて記載すること。
- 4 特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

(4) 連結自己資本規制比率の状況

		当 期 末
基本的項目		(A) 百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計	(B)
控除資産	(C)	
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C)	(D)	

リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	暗号等資産等による控除額	
	計	(E)
連結自己資本規制比率(D) / (E) × 100		%

(注意事項)

- 1 連結自己資本規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 2 別紙様式第12号1(11)の注意事項3に準じて注記すること。
- 3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額(一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額を記載すること。

2 経理の状況

(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

特別金融商品取引業者及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結子会社の事業年度等に関する事項
- ④ 会計方針に関する事項

(2) 連結財務諸表

(注意事項)

- 1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。
- 2 「連結財務諸表」には、関連する注記を含むものとする。
- 3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならない。
- 4 特別金融商品取引業者が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成する場合においては、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1)①から④までに相当する事項を記載するものとする。